

第418回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和5年2月14日(火)午後1時30分～同4時15分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 議事

第1号議案

小型いか釣り漁業の公示について(諮問)

第2号議案

あわび・なまこ漁業(素潜り)の公示について(諮問)

第3号議案

手繰第三種漁業(貝けた網漁業)の公示について(諮問)

第4号議案

きす刺し網漁業の公示について(諮問)

第5号議案

かれい刺し網漁業の公示について(諮問)

第6号議案

海区漁場計画(案)について(答申)

第7号議案

第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示の発動について

第8号議案

火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示の発動について

第9号議案

委員の辞任について

3 報告事項

- (1) 第8次山形県栽培漁業基本計画の策定について
- (2) 共同漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について
- (3) めばる刺し網漁業の漁業時期変更の検討について
- (4) 令和4年度ハタハタ遊漁の結果について
- (5) 火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の県公報掲載等について
- (6) その他

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣

山形県漁業協同組合総務部指導課

佐藤 悠太郎

山形県農林水産部水産振興課 課長補佐(水産業成長産業化)

板本 健児

主査

伊澤 幸太郎

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

漁業調整主査

佐藤 由夏

山形海区漁業調整委員会事務局

海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第 418 回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

議長 天候の悪い中、皆様お集まり頂きましてありがとうございます。この土日、私は2ヶ月ぶりに船を出しまして、土曜日の午後2時間ぐらい。あと、日曜日の朝3時間ぐらい。ちょっとヤリイカを釣ったのですが、土曜日の午後は2時間で7杯、日曜日の朝は1杯も釣れない、仲間に聞いても全然ダメだと。ある噂では、土曜日の夜にヤリイカの電気釣りに行った船が数艘あったそうです。これは協定違反なのですね。夜、ヤリイカの電気釣りをやられてしまうと、翌日なかなか釣れない場合がありますので、因果関係がはっきりとはしていませんけど、潮の場合等、色々ありますけど。ただ、前日の午後にあれだけいたヤリイカが、日曜日の朝全くいなくなったのでどうしたものかと。限られた資源ですので、ルールは守って楽しみたいなど、感じた次第であります。協定違反ですので、水産振興課の方でも実態等の調査を出来たらお願いしたいと思います。ただ入漁船は非組合員だけではなく組合員もあったみたいで、具体的な船名もある程度は分かっていますが、そのような話もありましたので、そう言ったことも水産振興課の方で耳に入れていただきたいと思います。今日は議案が沢山ありまして、また、報告事項の前に議事をやるということでございます。天候もなかなか大変なので、長くならず効率よく進めて頂きたいと思えます。ご協力お願いいたします。

事務局 次に議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規定第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長指名をお願いします。

議長 はい、樋口委員は急遽欠席ということで、本日御出席の委員の中より2名、飯塚委員と佐藤一道委員、このお2人をお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

一同 異議なし。

事務局 では、報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。(委員に配布資料を確認)では、大丈夫ようですので、会長に進行をお願いします。

議事

第1号議案 小型いか釣り漁業の公示について(諮問)

議長 では、次第に従いまして、議事を進めさせて頂きたいと思えます。先ほど言いました

とおり、本日は報告事項より先に議事の方を進めて行きたいと思います。まず、第1号議案から。小型いか釣り漁船の公示について、これにつきまして、県の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料1をご覧ください。(諮問文を読み上げる)

詳しくは佐藤より御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤主査 では、資料を御説明させていただきます。小型いか釣り漁船の公示についてですが、こちらの諮問は小型いか釣り漁業のうち、県内船についての公示になります。小型いか釣り漁業、県内船については3年許可ですが、県外船は他県との調整等の関係から、他の5件もすべて含め1年許可となっております。許可期間を短縮することを含めまして、毎年この時期に新規許可をするための許可内容の諮問が必要となっております。今年度の内容につきまして、昨年度と許可内容と制限措置の内容は同じとなっております。公示内容の表部分が、制限措置と言われる許可内容ですが、こちらの方の操業区域につきましても変更はございません。漁業時期もこれまでと変更なく、5月1日から4月30日までとしております。馬力数につきましても、県内船と合わせて定めなし。総トン数につきましても知事許可の規則に定めますとおり、5トン以上30トン未満としております。許可又は認可をすべき船舶の数、表の右から2列目の数字につきましては、その右にあります漁業を営む者の資格としての住所要件及び陸揚港の確保を行った者であるとの要件を満たすものであれば、申請を受け付けることとしております。陸揚港の確保を行った者を資格に付けておりますが、こちらの要件は隣県の秋田県、新潟県は除いております。事前に各道県には、こちらで希望隻数の調査を行っておりまして、その隻数内容を県漁協とも共有して、希望隻数の合計隻数程度の陸揚げ港の受け入れは可能だということ調整したうえで、このような形としております。令和5年度新規許可の予定としては、およそ240隻程度ということで見えております。裏面に行きまして、申請すべき期間は令和5年2月24日から3月24日までとしており、申請数がかかなり多く、許可が5月1日から操業となりますが、1ヵ月前には申請締切としています。有効期間は、県外船は1年単位としております。また、条件は諮問対象外ですが、こちらもこれまでどおりの条件をつけております。今後は県のホームページにおいて、こちらの内容の公示を行うこととしております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 只今の説明に対して、皆様からの質問、ご意見等ありましたらお願いします。

特に例年と内容的に変わった所は無いということではよろしいでしょうか。

佐藤主査 内容的には同じです。

議長 皆様の方から、これに対するご意見ございませんか。

一同 はい、ありません。

議長 では、この内容で妥当だということで、こちらからの答申としたいと思います。

第2号議案 あわび・なまこ漁業(素潜り)の公示について(諮問)

議長 次は第2号議案、あわび・なまこ漁業(素潜り)の公示について、これにつきまして、県

の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料2をご覧ください。(諮問文を読み上げる)

詳しくは佐藤より御説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤主査 はい、こちらの方は、酒田港周辺においての漁業権の無い区域につきまして、港湾管理者等の関係機関との調整を毎年行う必要があるという事情があるため、他の県内船の許可更新とは異なりまして、毎年、現在許可を持っている人も含めて、新規許可申請が必要ということで海区に諮問している漁業種類となります。制限措置の表を見ていただきますと、許可の内容としては1(1)に記載しておりますが、今回は操業区域のみ一部改正しております。後ろの方に許可の区域図を添付しております。今回改正となりますのは、タとチの位置、こちらの方になります。最上川の河口の部分になります。これまでタの位置は緑色の線の所、チも若干2メートルほど、川側の方に位置しておりました。この漁業種類の許可区域の方は、区域を決める時に、漁業権を消滅して漁業補償を受けた区域ということで、それを基に位置を決めておりました。海区漁場計画の令和5年9月に漁業権を切り替える時に、その漁場計画諮問におきましてご説明いたしましたとおり、最上川河口部につきましては、海と川の境界を緯度経度の表記で明確にする予定であります。そのため、その境界に合わせた位置として、今回、タとチの位置も改正することとなります。なお、実際はこのタとチの付近で漁業を行っている方は、この漁業種類においてはいらっしゃいませんので特に影響はございません。では、表(おもて)の表に戻りまして、表の右から2番目の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数。こちらの方は事前に漁協から希望数を聞いておりまして、9隻としています。申請すべき期間は2月15日から3月15日までの1ヵ月とし、いか釣りと同じく同じく県ホームページにおいて公示を行います。次に備考に記載となりますが、アの有効期間については調整規則どおり1年の許可ということになります。イにつきましては、こちらは条件ですので、海区に諮問する部分ではないのですが、公示においては条件を記載しております。今回は変更はございません。ウの許可の基準である優先順位につきましても実績要件のみ設けております。こちらにも変更はございません。内容とご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございます。今の説明につきまして、皆様から御意見、御質問等ありましたらお願いします。変更点は区域の一部が変わったということだけですね。

佐藤主査 はい、そこだけです。

議長 いかがでしょうか皆さん。これは明日から公示しないといけないのですね。

佐藤主査 はい、明日からです。

議長 私、今気が付いたのだけど、別紙の操業区域がありますよね。図ではなく文章で1行目アないしチの各点を順次直線で結んだ線分とあるのですが、本文と図が食い違っているので修正してください。

佐藤主査 申し訳ございません。修正致します。実際に公示される内容は文章のみが公示されますので、図の方は現在、参考のためにご説明はしておりますが公示されません。

議長 わかりました。では、皆様、御質問、御意見はありませんか。

一同 ありません。

議長 では、委員会ではこの諮問内容で適当であると回答いたします。

第3号議案 手操第三種漁業(貝けた網漁業)の公示について(諮問)

議長 次は第3号議案、手操第三種漁業(貝けた網漁業)の公示について、これにつきまして、県の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料3をご覧ください。(諮問文を読み上げる)

詳しくは佐藤より御説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 はい、引き続きお願いします。

佐藤主査 はい、手操第三種漁業許可につきましては、調整規則において、先程のあわび・なまこ漁業と異なりまして、許可満了の際に継続して許可を希望する方は、許可期間満了前に規則で定める期間内に継続申請すれば、引き続き許可を持つことが出来ることとなっております。令和5年3月31日に、現在許可を持っている方の3年の有効期間が一斉に満了することになっています。今回諮問させていただきますのは、現在許可を持っておらず、新規にこの漁業に参入することを希望する方が1人いたため、その新規許可内容につき諮問するものです。許可内容といたしましては、制限措置の表を御覧ください。内容につきましては、現行の許可内容と改正の部分はございませんので現行どおりの内容となっております。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、新規許可予定の1隻としております。

(2)の申請すべき期間は、明日の令和5年2月15日から令和5年3月15日までの1ヶ月間としております。備考に記載しておりますが、許可の有効期間は現在の許可受有者と同じ令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としております。説明としては以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、有難うございます。只今の説明につきまして、皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

伊原委員 1人申請があったから、この諮問をしたということですか。

佐藤主査 はい、そうです。

伊原委員 新規に誰かやりたいという人が該当するということですか。

佐藤主査 新規にやりたいという方がいて、それを漁協から申請していただければ、県の方では次回海区で。

伊原委員 該当者があれば期間内に申請すれば良いということね。

佐藤主査 それも可能ということですよ。

伊原委員 はい、わかりました。

池田会長代理 少し良いですか。貝けた網とは、どういう漁法なの。コタマガイを採るのと違うのか。

佐藤主査 コタマガイのけた網漁業です。

池田会長代理 ジョレンを引っ張るだろう、あれのことをいっているのか。貝けた網と言われると、網となるので、分かりづらい。コタマガイを獲る時はジョレンという鉄製の枠でやっている漁業があるが、そのことを言っているのか。

佐藤主査 それを使って行う漁業のことですよ。

池田会長代理 コタマガイを採る漁業か。

加賀山課長 はい、確かに貝けた網というのはどうかと言われると分かりづらいと思いますが、指している漁業はそういう漁業ですよ。

池田会長代理 コタマガイを獲る時は網とは言わないので、少しわかりづらい。以前はコタマガイ漁業というものだったと記憶している。

佐藤主査 昔は規則の中だけの・・・。

伊原委員 私からいいですか。これ、何年か前は共同漁業権行使規則の中にあっただけです。ところが、全国でひく網は知事許可の漁業だから、行使規則の二種の中から知事許可に移行するということがあったんですよ。

池田会長代理 許可漁業になったということは皆が分かっているの。ただ、網って言われると、おそらく漁業者はピンとこないのではないかな。

伊原委員 でも、「まんがん」というところもあれば、総称的に「けた」というところもあれば、小型の「じょれん」というところもあるので、その名称がどうであるかだけだよ。

議長 ちなみに私も漁具を遠くから見たことはあるのですが、近くからは見たことがないのですが、あれ枠は鉄製ですよ。

伊原委員 鉄製もステンレスもある。

議長 金属ね。張ってあるネットって、あれは網なんですか、金網なんですか。

伊原委員 棒を使って後ろに袋をつけるんですよ。

池田会長代理 いや、網でわきを囲って、それで。

議長 金網じゃないのね。

池田会長代理 金網の人もあるの。それは人それぞれの好み。

議長 なるほどね。遠くから見ているから、金網なんだか普通の漁網なのか、ちょっとよく分からなかったの。

池田会長代理 暇なとき見せます、持っていますから。

議長 籠を引っ張るのに網という言葉には、私も若干違和感を持っているのですが。

池田会長代理 ピンとこなかった。

議長 金網も網かなと思ったりしました。

加賀山課長 網も使っているということでご理解いただければと思います。

池田会長代理 袋の方も全部網なら分かるけど、漁師達はジョレンと言っているものなので、その辺がちょっと分かりにくかった。

加賀山課長 ただ今回、申請する方がいて、それに対してこういうふうに出るということがわかりますので、今までの許可もこの名称で出ていますので。

伊原委員 貝けた網というよりも、桁びきだね。

池田会長代理 括弧つけて下の方にジョレンと書いておけば申請者もわかる。

加賀山課長 その点は、繋がるようにしますので。

飯塚委員 鉄の網。

伊原委員 手で引っ張った時もあったからジョレンというものは使うけれども、桁びきなだね、桁網というのは変だからね。桁びきだと思う。

議長 その辺は表記の問題ということで、内容的には皆さんから御異存ないということですよしいですね。

一同 はい。

議長 では、諮問内容につきましては適当であるというふうに判断いたしますので、その旨回答させていただきたいと思います。

第4号議案 きす刺し網漁業の公示について(諮問)

議長 次に第4号議案です。きす刺し網漁業の公示について、これにつきまして、県の方が

ら説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料4をご覧ください。(諮問文を読み上げる)

詳しくは佐藤より御説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい、引き続きお願いします。

佐藤主査 はい、こちらの「きす刺し網漁業」は、現在許可を持っている方が13人おられますが、その方々には令和3年9月1日から3年の許可を出しているところです。こちらの諮問案件は、他の方の許可期間中に2人新規参入の許可の希望がありましたので、新規の案件として諮問させていただくものになります。表の中の制限措置につきましては、許可期間中の新規のため、現在の許可内容と変更になる部分はありません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は希望隻数の2隻としております。

(2)の申請すべき期間は2月15日から3月15日の1ヶ月間としています。漁業時期が4月からのため、この申請期間の設定でも十分間に合うかと思われます。有効期間はこの漁業許可を受けている他の方に合わせ満了日は令和6年8月31日迄としております。説明は以上です。

議長 はい、有難うございます。ただ今の説明につきまして、皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いします。従来の許可隻数は13ということですが、ずっと近年はこの数字で推移していたのでしょうか。わかりますか。

佐藤主査 はい、平成30年度の前の許可隻数は14隻。その前になると23隻、そのまた前になると30隻です。

議長 近年は減少傾向にありますが、結構多い時期はあったのですね。今回は新規にやりたいという方が2隻出たということですね。わかりました。

池田会長代理 でも、実際の稼働隻数となると、去年で1隻ぐらいでしょう。

佐藤主査 昨年ですと3隻程度です。

池田会長代理 実際の稼働隻数は皆無という状態が続いていて、全然良くないという情報は聞いていたけど。実際にキス巻きをしている者たちからは商売として成立するほどのキスはないと。魚の漁獲はその年によって違うのですが、近年は全然商売にならないとは聞いていたけど。2隻と聞いてびっくりしている。

佐藤主査 去年の実稼働数は3隻で、漁獲量は277キロとなっています。

伊原委員 この、漁具の種類その他の漁業の方法に刺し網と書いてあるが、具体的に何をもって「きす刺し網」というのか定義はないの。それから、船舶の総トン数定めなし、とあるけど、これは以前からこうなっているのか。

佐藤主査 以前から、そのようになっています。その漁業種類によっては5トン未満のものもあるのですが。「きす刺し網」については定めなしとなっています。

議長 実際、今許可が出ている船は皆5トン未満になるのではないですか、実態としてはね。

池田会長代理 目合制限が前に相当引っかかっている。1寸目以下の網は使わないといった時に、ある漁業者は1寸目の新しい物を買ってあるから、なくなったらそうするとして、近年まで一寸目以下で魚を漁獲してきた経緯がある。だからキス巻きは近年まで相当揉めたことがあるのだ。

伊原委員 資源管理で小さい魚は獲らない様にするため、一寸目に制限しましょうと決めたところが、これまで持っていた8分の網はどうするのかと。じゃあそれが無くなるまでとして、なくなるまで毎年直しながら使ってきたりしたが、そういう漁業者はほとんど皆廃業してなくなった。

議長 山形県は小さい目合で獲ったキスは市場にでないのが良いですが、ちなみに新潟県のスーパーに行くと、小指くらいのキスがよく売っていますね。開けないで丸ごと唐揚げにするような物が。山形県はそういったことは無いですけどね。トン数については、実態としては5トン未満でやっているということで、総数については、これまで減少傾向にある中、今回たまたま新規2隻の希望があったということが背景のようです。では、皆さんから何かご意見等がありますか。特にございませんか。

一同 (異議なし)

議長 では、この諮問内容につきましては適当であると判断いたしましたので、その旨回答させていただきますと思います。

第5号議案 かれい刺し網漁業の公示について(諮問)

議長 次に第5号議案です。かれい刺し網漁業の公示について、これにつきまして、県の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料5をご覧ください。(諮問文を読み上げる)

詳しくは佐藤より御説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤主査 かれい刺し網漁業許可につきましては、先程のきす刺し網と同じく、今回許可期間中に1人、新規参入に希望がありましたので、新規案件として諮問するものになります。現在許可を持っている方は31人となっております。資料の方、表の中の制限措置につきましては、先程の「きす刺し網」と同じく、期中の新規のため、現在の許可内容と変更になる部分はありません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は希望隻数の1隻としております。

(2)申請すべき期間は令和5年2月15日から2月24日までの10日間としています。先程の諮問案件と比べて短いのですが、これは漁業時期が3月1日からとなっているため、それに間に合うよう申請期間を短縮しております。有効期間はこの漁業許可を受けている他の方に合わせ満了日は令和7年2月末日までになります。

ほか、条件についてはすでに許可を受けている内容と全く同じになります。説明としては以上です。よろしく願いいたします。

議長 はい、ただいまの説明につきまして、皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いします。新規一艘の希望があり、従来の31艘に対して32艘に増えるということですが、いかがでしょうか。これは5トン未満ですものね。

佐藤主査 はい。

議長 では、皆さん、何か御意見等がありますか。特にございませんか。

一同 ありません。

議長 では、この諮問内容につきましては適当であるということで回答させていただきたいと思えます。

第6号議案 海区漁場計画(案)について(答申)

議長 次に第6号議案です。海区漁場計画(案)について、これにつきまして、事務局の方から丁寧に説明をお願いします。

事務局 はい、資料6を御覧ください。海区漁場計画(案)につきましては、前回の委員会で御協議いただきました。それをもとに事務局の方で答申案を作成いたしましたので御覧ください。意見を3つに分けて記載しております。

まず、1つ目でございますが、海共第2号から第4号までに掲げる第二種共同漁業のうち、たい・こだい刺し網漁業については、漁業時期の終期を12月31日から8月31日に変更すること、としております。これは、今回新設する、さけ刺し網漁業と漁業時期を分けるために、たい・こだい刺し網漁業の方は8月31日までとした方がよいとの前回の協議結果を反映させたものとなっております。

続きまして2つ目、海共第3号に掲げる第二種共同漁業のうち、さけ・ぶり小型定置漁業については、漁業時期の終期を1月20日から1月31日に変更すること、としております。こちらも前回の協議結果、定置漁業者から要望のあったうち、漁業時期を周年とすることについては委員会の意見としてあげられないが、1月31日までの延長については委員会の意見としてあげるということになったものを反映させたものとなっております。

続きまして3つ目ですが、海共第2号から第4号に掲げる第二種共同漁業のうち、かれい・したひらめ刺し網漁業については、漁業時期の変更にかかる要望、これは当該漁業の漁獲対象魚種のうち、ヒラメを1月に漁獲可能としてほしいという内容のものですが、この要望が出ているものの、カレイ類の資源管理との両立が可能か検討するデータが不足していることから、5年後の海区漁場計画の見直しに向けて県が要望に対する説明に足るデータをそろえること、としております。こちらは、1月にヒラメを獲りたい、そのためには網の目合を大きくしても構わないというような御意見や、1月に試験操業を検討して欲しいといったご要望が漁業者からあったものの、それを検討できるようなデータが不足しておりますので、まず検討のためのデータをとることを意見としてあげるとしたものです。

説明は以上となります、ご審議どうぞよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。この点につきまして、3項目ありますけど、一括して皆様から、質問、ご意見等ありましたらお願いします。

第1の項目につきましては、「たい・こだい」の時期が「さけ」と重複するということで、その回避ということに調整したという内容ですね。

2番目については小型定置の設備撤去の期間がなかなか厳しいので、それに関する要望。

3番目について、1月に禁漁となっているかれい刺しにつきまして、1月にヒラメを獲れるようにしてほしいという要望、それぞれ要望に配慮したものとなりますが、いかがでしょうか。

私から聞きたいのですが、3番目ですけど、1月にヒラメが獲れるようにしてほしいと、ヒラメを獲るとカレイ類も入ってしまうので、カレイ類との資源管理の両立を検討すると。そういった趣旨ですね。ヒラメだけ選んで獲るわけにいかないですからね。ヒラメの資源管理だけではなくて、一緒に獲れる、カレイ類の資源管理といったことになっているのですね、趣旨としてはね。

事務局 はい、目合を大きくして、カレイをあまり獲れないようにできるかどうかということもちょっと分からないので。

議長 はい、わかりました。今補足説明をさせていただきましたが、1番と2番は前回議論したところ、3番については据え置きと、このような回答をするということによろしいですか。ご異議ありませんか。

一同 はい。

議長 では、この内容で答申するというにさせていただきたいと思っておりますので、そのようをお願いいたします。

第7号議案 第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示の発動について

議長 次に第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示の発動について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 資料7をご覧ください。小型定置漁業の保護区域にかかる委員会指示発動について、でございます。この委員会指示につきましては、もともとは昭和58年からの発動から始まりまして、途中、発動の有効期間や文言を整理しながら継続して発動してきているものとなっております。この委員会審議につきましては、発動後、漁業者団体、遊漁船業、遊漁者団体等への通知や、釣具店で定置の形状や設置場所等について、啓発リーフレットの配布などを行っております、周知に努めているところでございます。また、昨年の委員会でもご紹介しましたが、堅苔沢の小型定置の付近の海岸はアクセスが大変よいため、近年ミニボート等が多く見られる状況ですので、昨年度から堅苔沢海岸付近2ヶ所に委員会指示周知、安全啓発のための看板を設置しております。今回、年度末で現行の委員会指示の期限が切れますことから、日付は変更しておりますが、それ以外の変更はない内容で継続して委員会指示を発動してはかがかと、お諮りするものでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 内容的には従来のものと同じとなっております。これにつきまして、皆様のご意見等はいかがでしょうか。内容については問題ありませんか。引き続き発動するという事によろしいでしょうか。

一同（異議なし）

議長 では、本年度もこの内容で委員会指示を出すことにしたいと思います。

第8号議案 火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示の発動について

議長 次に火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示の発動について、これにつきましても事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい、資料8を御覧ください。こちらの委員会指示につきましては、もともと規制のなかった遊漁者の火光釣について、沿岸漁業に影響があるため秩序ある漁場利用が必要だということで、平成8年度から海面利用協議会等で漁業、遊漁、遊漁船業の関係者が議論を重ね、平成20年頃から関係団体間で協定や覚書が相次いで締結されてきました。団体に属さない者にも効力を持たせるためには、委員会指示の発動が適当とされたため、この合意を得た内容を基に平成23年の4月1日から委員会指示として発動してきたものになります。最初の指示が発動してから平成30年3月末まで1年ごとに更新しておりましたが、その後、内容の定着も図られてきたということと、内容の修正の必要も出て来なかったという状況から、平成30年4月からは、指示の有効期間を2年間として発動して来ておりました。この3月末で2年間として出された委員会指示が期限切れとなるため、次の期間の指示の発動について、今回お諮りするものです。これも日付は変更しておりますが、それ以外の内容につきましては従前のおりとなっております。こちらの委員会指示の発動につきまして、ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。従来1年ごとだったものを2年ごとに変えたということです。内容的には同じ指示をするということで、皆様から御意見ををお願いします。特にあまり大きな苦情もなくきているかと思いますが、この内容で皆様よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、この内容で2年間更にまた委員会指示を出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第9号議案 委員の辞任について

議長 次に委員の辞任について、これにつきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 資料9を御覧ください。令和5年1月30日付けで当委員会の矢口明子委員から山形県知事に対して、一身上の都合により委員を辞任したい旨を記した辞任願の提出がありました。一身上の都合について確認させていただいたところ、令和4年12月末日をもって酒田市の副市長を退任されたことから、海区委員についても辞任したいとのことでした。漁業法第141条で「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」とされております。これに基づき、矢口委員の辞任について当委員会の同意をご審議いただくものです。なお、逐条解説では、「正当な事由というのは法文上明確にされておらず、社会通念に従って判断すべきであるが、本人の意思や事情による辞任を不可能にするという趣旨ではない」とされております。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。矢口委員から、副市長を退任したので、それに伴って海区委員を辞任させてほしいとの要望が出たとのこと。矢口委員の選任基準は副市長のあて職ではなく、たまたま委員を依頼した方が副市長だったというだけなので、副市長の身分と海区委員の身分はリンクしないのですが、そのようなご希望が出されたようです。本人の正当な理由プラス委員会の同意という二重要件で、結構辞任が厳格なのですが、それについての皆様の御意見、御質問はありますでしょうか。

伊原委員 いいえ、ありません。

飯塚委員 補充はあるのですか。

議長 補充しなければいけませんね。残存任期の範囲で、貴重な人材ですので、個人的には副市長辞任後も続けて海区でも発言して欲しかったのですが。あまり拘束するわけにもいきませんので。後任の方もできれば女性で見つかり、女性委員が2名になるので女性委員も活動しやすく良いのではないかと、個人的には思っています。
ということで、委員会として同意するという事で皆様、御異議ございませんか。

一同 はい、ありません。

議長 では、全会一致で同意するという事で決定いたします。以上で議案の方は終わりですね。では、議題に従いまして次に報告事項に入ります。

報告事項

(1) 第8次山形県栽培漁業基本計画の策定について

議長 では、報告事項1番目、第8次山形県栽培漁業基本計画の策定について、これにつきまして、県の農林水産部水産振興課から報告をお願いします。

板本課長補佐 はい、県庁水産振興課板本でございます。今回私より事前のご報告をさせていただきます。山形県栽培漁業基本計画ですが、根拠といたしましては、沿岸漁場整備開発法がございます。

この中で、県が栽培基本計画を定めることができるとされており、これを根拠にこれまで山形県では計画を策定してまいりました。今回計画するものは、第8次の山形県栽培基本計画となります。内容につきましては、法律の中で項目が決められておまして、項目に従って、内容につきましては各県定めているところでございます。期間につきましては、概ね5カ年の見通しで、栽培漁業の基本となる放流種苗というのはどういうものか、放流数量など、基本的なところを定める計画となります。資料裏面になりますが、今現在検討されている方向性についてご報告申し上げます。まずは前文ですが、新しいところといたしまして、山形県水産振興計画では令和3年3月に策定されましたが、こういった県の計画の位置づけを加えること、そして今回、栽培技術の多面的活用ということで、その範囲を養殖種苗にも視点をあてようと考えております。

また、内容につきましては、1番目の「水産動物の種苗産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針」ということで、こちらの方は海洋環境の変化に対応した、適期放流、適地放流、といった文言を加えていきたいと考えております。

次の2番目、その種苗について、こういった種類を推進していくことが適切かどうかという

ところを現在議論しておりますが、第7次は魚類では「ひらめ、くろだい、とらふぐ」この3種類がございました。ただ、第8次では、「くろだい」につきましては今回から削除する方向性となりました。理由といたしましては、その放流効果を確認する方法がないということで、経済効果を出すことができないということと、一部では害魚の扱いともなるということで、今回「くろだい」については今回の基本計画の中に付することは適当ではないだろうということで外す方向で考えております。また、貝類につきましては「えぞあわび」、新たに棘皮類ということで「まなまこ」を加えることを検討しております。また、これ以外に可能性を探る動植物ということで、「あかむつ、きじはた、さざえ、さくらます、海藻、いわがき」以上につきまして検討しております。「あかむつ」につきましては、現在県水産研究所の方で種苗生産の技術開発をしているところでございますし、また、「きじはた、さざえ」につきましては酒田市の方で他県から種苗を導入して放流しているという事例もございますので、将来的には他県から種苗を入れて栽培漁業をする方向もあるということで、これらの2魚種を加える方向で考えております。また、「さくらます、海藻、いわがき」ということで、特に「いわがき」につきましては施設整備といいますか漁場整備を一体として進めていく必要があるということで、「いわがき」についても今後載せていく方向で検討しております。

3番目はその放流数の目標ですが、これまでの実績もございしますが、現実的な数量を載せるような方向で考えております。というのは、他の種苗絡みもあり、ここを過大な数字にしてしまうとそれが足かせとなり、予算等で非常に厳しかったという経験もありましたので、現実的な数字でいこうと考えております。

4番目、5番目につきましては、水産庁に確認したところ、実際この事業をやっている人がなく、国の方にもこの事業メニューがないということで、こちらの方は文言整理したいと考えております。

6番目の技術開発に関する事項ということでは、こちらは技術レベルを魚種ごとにそれぞれ段階に分けて表記しておりますが、この中に新たに技術の継承期を加えていくことを考えております。理由としましては、県栽培センター職員の技術継承が課題となっておりますので、そういった担い手育成というところもきちんとやっていくことを示すためにも文言を加えていきたいと考えております。

7番目につきましては、放流効果を見るために調査方法、考え方をきちんと表記していきたいと考えております。

8番目の水産動物の生産育成に対して必要な事項というところで、こちらについては、新たに栽培センターの在り方の検討や海洋環境の変化に柔軟に対応するようなことを付け加えるということとしていきます。

このような方針で現在基本計画案の策定作業をしているところです。こちらにつきましては、次回の委員会で諮問いたしたいということで事前に報告をさせていただきました。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、皆様から御質問、御意見等あればお願いします。

飯塚委員 種苗の「くろだい」ですが、鶴岡市の方だと思っておりますが、市の方から何もそういった話は出ていないの。

板本課長補佐 市の方からも当初この検討の時に、単に経済的なものだけではなく、文化的な価値もあるだろうというところで載せてはいたのですが、ただ、これを基本計画の中

に載せるのは市としてもどうかということもありまして、そういうことであれば、まず消しましょうと。ただ、栽培センターの方で種苗生産については要望があれば作っていきますということですので、実質的な問題はないだろうと思います。

会長 さっきね、「くろだい」について、害魚という言葉が出てきたような気がしたが。

板本課長補佐 放流すると他の貝などに影響を与えるということで、あえて放流しないような話も伺っています。

議長 それは他県の話ですか。

板本課長補佐 他県です。

議長 でも クロダイの一番の被害は私はノリ養殖だと聞いているんだけど。いかだのノリをクロダイが全部食べてしまって、それで西日本のノリの生産量が激減しているという話を聞いたことがあるのだけど。でもこの辺はノリは養殖していないしね。

板本課長補佐 ただ放流数も今は少ないということもありまして、それで数を縛られてしまうと他の事業メニューとの絡みで大変厳しいところもありますので、今回は外しております。

議長 他に皆さんいかがですか。

佐藤一道委員 はい、今回答える範囲でいいのですが、栽培センターの在り方について検討している文言がありますが、私はたまたま栽培センターを訪問して現在の設備の状況を見せていただいて、老朽化が進んでしまっていてメンテナンスも大変だということをお聞きしました。メンテナンスの規模も年々大きくなって、非常に負担になっているようですが、栽培センター自体をまったく新しいものにするのか、それとも学校等の既存施設を活用するのか、具体的な方向性についてどんなふうに考えていらっしゃるかお聞きしたいです。

板本課長補佐 はい、栽培センターの在り方について、確かに御指摘のとおり年々修繕費がかさんでおります。そろそろ建て替えの時期だと感じておりますが、ただ県全体の財政の中で優先順位がございまして、栽培センターにつきましても、まだ着手できないという状況です。

佐藤一道委員 委員会ですので、ぜひ共有していただきたいのですが、県内唯一栽培をして水産振興に寄与するような設備でありますので、無くなることは全く考えられないので、今後どのように進めていくかもっと具体的に検討していただきたいと思います。

板本課長補佐 はい。

議長 私から1点よろしいですか。私も法律を一部勘違いしていて、水産動植物の種苗と規定すると思っていたら、よくよく条文を見ると水産動物の種苗なんです。そうすると、今回の概要のところ、可能性を探る動物じゃなくて動植物と書いてあり、海藻と書いて

あるけれど、これは法の趣旨に反しませんか。

板本課長補佐 こちらの内容につきましては、他県の基本計画も読みまして、基本的には国が基本方針を作っており、その趣旨に沿っていればかまわないということです。他県を見ますと、例えば海藻ですとか、「にじます」。北海道については、「さけ、ます等」も計画内に入れて、県としてどういうことをしていくのかを示しております。そういったことを考えますと、山形県として独自に何をしていくのかということを示していくのが大事であると考えています。その中で今後、食用海藻につきましては漁港の静穏域を使った増殖などといった方向で今取り組んでおりますので、県の方向性としてはこういった種類についても入れても良いのではないかと考えております。

議長 食べる海藻が前提なのね。項目として水産動物の育成とあったから、藻場の再生とか、魚の居場所を作るという意味での海藻かと思ったけどそうじゃないのね。

板本課長補佐 今、想定しているのは食用海藻です。将来的にブルーカーボンなどの話が盛り上がってきましたら、そういったものも盛り込めるようにとは考えております。

会長 項目が動植物になっていないからね。動植物はいいと思うけどね。

板本課長補佐 植はないですね。以前は海藻などは注目されていなかったの。

議長 栽培センターの在り方については、先ほど佐藤委員からありましたが、今はアワビの陸上養殖が広まっているみたいで。放流用の稚貝だけじゃなくて、陸上養殖用の稚貝陸上養殖の普及とか、それも栽培センターの仕事なのか、試験場の仕事なのかということもありますけどね。今は庄内浜のアワビも非常にピンチらしいので、アワビの陸上養殖も山形県として取り組んではどうかなと思います。アワビは高級品だから、つくれば儲かるし、陸上であれば海で漁に出れないときの仕事にもなるし、他県では成功例があるみたいですね。山形県ではアワビの陸上養殖の話はあまりないですか。

板本課長補佐 アワビは遊佐町が町営でしています。

議長 規模はどうか、あまり店頭では見たことがないので。

加賀山課長 今は数万程度の小規模レベルです。現在は町の事業で税金を使っているの、販売というのはなかなか出来ない状況だそうです。ただ、これから民間に移行させて販売していこうということで遊佐町として検討中だそうです。

伊原委員 遊佐町はだいぶ期間が経ちましたが、税金を投入して行っているの、いつまでもそれでよいのかという議論もあるようです。やはり規模も小さいので採算ベースまでいっていない、餌代が高く水の管理も大変で、陸上養殖も大変なことがあるみたいです。まだ商業ベースには乗れていないということです。

議長 だいぶ昔ですけど、酒田のある人が象潟でアワビの陸上養殖をやって、失敗して倒産した案件があり、採算ベースに乗せるのは難しいという話がありましたね。

伊原委員 税金投入しているから良いけども、民間企業でやればそんなふうになります。

議長 遊佐の方では始めて年数経つのですか。

伊原委員 大きくするためにはコストがかかる。実は漁業者はあんまり関わってないんです。

議長 肥育効率がありますからね。一定以上になると赤字になりますから。アワビの陸上養殖は全国的に注目されてるみたいで値段も高いものだから、うまくやれば利益が上がるかと期待されているようで、山形県でもできればよいと個人的に思ったもので。素案の見出し程度の状態ですけれども、この報告事項については了解ということではよろしいですね。

飯塚委員 ここに書いてある以外で、可能性を探る動植物の種類を増やしてもらいたい、という話が漁業者から出てきたら、それも検討してもらえるとということではよろしいのか。

板本課長補佐 これ以外のものも要望があれば前向きに検討してまいります。

飯塚委員 はい、わかりました。

議長 飯塚委員、現時点で何かありますか。

飯塚委員 最近少ないイワノリというのが、価値が一般に流通している普通のノリと違って、香りも味も相当違うので、凄く少量でもお金になるものではないかという感覚があるので、いかに増やすか。天然のイワノリというのは寒い地域での増殖できれば、そういった特徴を持ったものを研究をしてほしいと思いましたので。漁業者からそういった声が上がったら受け入れてもらえるのかどうかと思い、聞いてみました。

議長 イワノリのおにぎりは最高においしいですね。

佐藤一道委員 イワノリは岩場とノリ場で掴むイメージがありますが、色々な技術があって、海面すれすれにロープを出して、静穏のところ固定しておけば付くというようなことを最近地元の漁業者から聞きまして、そういった技術については、阿部所長は何かお持ちですか。

阿部所長 研究所では研究課題としてイワノリを扱ったことはないかなと思いますけど、水産高校の先生がイワノリの養殖をライフワークとして取り組んでいるようで、漁港の斜路を活用してポンプで水をかけながらやってみたり、車のエアバッグの回収したものを使ってみたり、毎年一進一退で中々上手くいかないとのことでした。

佐藤一道委員 冬場の商売になりそうなものだったら、是非そういうものも。

飯塚委員 簡単にいかないところを研究するのが大切。簡単にいくようなものはどこの企業でもやっている。希少価値の高い本当に良いものは食文化にも今はすごくマッチングすると思う。その地域限定というのものもあるかもしれないけど、取り入れていく必要があるのではないか。単純に全国的に有名になることが目的ではなく、アカムツなども後追い

でやっているようだが、そういうものではなく、誰も着目していない希少価値が高いものも今後検討していただきたい。

阿部所長 はい。

議長 はい、ありがとうございます。課題として確かに。

鈴木委員 概要に対しては異論がないのですが、あまりにもざっくりとしているので、もう少し細かく計画を提示するのはいつ頃になるのでしょうか。

板本課長補佐 案につきましては、次回委員会の際にお持ちしたいと考えています。

鈴木委員 では、次回委員会で、例えば適地とか数などの具体的数字を提示するということですか。

板本課長補佐 はい、数字は出てまいります、適地につきましては、その考え方について述べるような形となります。

議長 この地域ではなく、こういう地域ということですね。

板本課長補佐 はい、そうです。

鈴木委員 はい、わかりました。

議長 他に御意見はありますか。

池田会長代理 こういう放流計画が出てくると、必ずヒラメの名前が出てくるが、相当の費用をかけて行っているとは思いますが、沖で見ていると、実際ヒラメは餌に付いて移動する。イワシがいればイワシに付いて移動するし、毎年ヒラメは効果があるのかと思う。県としても何パーセントくらいは返ってきて揚がっているのかという数字の有無はわからないが、4月頃にオカの刺し網で大きいものが多くかかる。莫大な経費をかけてやっても、その効果があるものなのか、県で分かっているのなら教えて欲しい。

阿部所長 はい、ヒラメですが、10年ほど前までは、県で獲れるヒラメのうち5から6パーセントが放流ヒラメで、放流したものに対する回収率も3パーセントほどございました。最近では年々その数字も減っておりまして、漁獲量に対する放流ヒラメの混入率、いわゆるパンダヒラメといわれるものの割合は2パーセント程度、放流したものに対する回収率も1パーセントほどにまで落ちているその原因が何なのかということで、研究に取り組み始めたところでございます。今、その原因として一番に考えているのは、放流時期をずっと8月でやってきていたわけですが、従前は8月でもヒラメの餌となる、アミ類が十分海中にいて、放流種苗のいい餌となっていたのですが、最近は温暖化の関係もあって8月には餌がないような状態であることがわかりました。文献等を読むと、水温が25度を超えるとアミ類がいなくなるということわかりましたので、いつの時期までいるのかを突き止めて、7月中ならばアミ類が十分にいるということがわかったので、2年ほど前から、ヒラメのサイズは少し小さくなるのですが、餌が十分に7月中に放流す

るような体制に切り替えて、その効果を検証しているところでございます。最近では割と放流ヒラメが見られるようになったという声もありましたので、期待をもって経過を観察することにします。

池田会長代理 2、3年待ってみてというならそうかと。ただ、実際に獲れるのは、大きいものは、陸の刺し網でも春頃に獲れるのだけど、沖で我々が獲るとなると今の時期でも、大きいひらめは若干混入するのですが、中間のベタというか、ベタ子というか、小さい型のヒラメは近年ほとんど見かけないね。ここ1、2年はカレイ類自体が減少傾向だから、まあ2、3年は結果待ちということね。

阿部所長 補足ですが、飛島地区ですと、放流ヒラメの混入割合が非常に高く1割程以上あるということです。産卵場もないような飛島のような地区ですと、放流効果が高いという印象を持っています。

議長 放流ヒラメに関して質問ですが、天然のものと放流したものでは、生息域を分けているようなことがありますか。私は去年1年間見ているのですが、具体的には刺し網が入る場所では我々が釣ってもほとんど釣れない。ところが水深50メートル辺りから深場だと、急に放流ヒラメが獲れるようになるのですが、放流ヒラメは沖に沖に行く傾向があるのかなと思っていましたが、そういう話はありませんか。

阿部所長 そういった直接的な話は聞いたことがないのですが、放流した後の追跡調査をすると、放流ヒラメの方が先にいなくなる。沿岸で調査していますから、沖に行くということになるのでしょうか、天然ヒラメがまだいる状態なのに放流ヒラメが先にいなくなるのが調査で確認しているところです。

議長 去年一年間を振り返ると、浅場で釣ったヒラメは全てお腹が真っ白でした。水深50メートル以深で釣ったヒラメは半分以上に斑点がある。水深により全然違うので、放流ヒラメは生息域について何か特性を持つのかと不思議に思っていました。おそらく刺し網で獲れるヒラメにはあんまり放流ヒラメはいないのではないですか。この中で刺し網されている方、どうですか。

伊原委員 そういうことはないね。ただ、大きい物は販売価格も高いので、前はカレイもヒラメも両方獲りたいということで3寸5分とかの網を使っていた。ベタやインガレイとかもかかっていたが、現在はそういうカレイを狙う人がいなくなって、大きいヒラメばかり狙うから5寸目、6寸目を使う。だから大きいものばかり揚がってくる。中間のヒラメがいたかないかという、そういう網を使う人が少なくなったのが、なかなかデータが出てこないということなのかなと。

議長 私の釣りの実感としては生息域が分かれているような気がしてならないのですが、あまり漁業者の方は感じないのかな。

伊原委員 何年も前の裏まで真っ黒かった時代と違い、今は腹黒いヒラメはあまりいなくなったのではないかな。

議長 栽培技術の進歩で、少なくとも食べてはわかりませんものね。以上で皆様、御意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

一同 はい、ありません。

議長 では、次の報告事項に移ります。

(2) 共同漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について

議長 共同漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について、これにつきまして、県より報告をお願いします。

伊澤主査 農林水産部水産振興課伊澤と申します。共同漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について申し上げます。報告2の資料を御覧ください。

まず始めに資料2の最後のページを御覧ください。これは本日、委員会へ報告する、共同漁業権にかかる資源管理の状況等の関係法令を載せたものになります。

令和2年12月1日の漁業法改正により、漁業権者には1年に1回以上漁業権の内容たる資源管理の状況を知事に報告する義務を有することとなりました。漁業権者は漁業権にかかる漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しており、免許権者である県知事は漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所記の目的に従って行使されるように、適切な処置を講ずる必要があります。そして知事は報告を受けた事項について、海区漁業調整委員会に対して報告するもの、とされています。仮に漁業権者が漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者に支障を及ぼす、海洋環境の悪化を引き起こす、合理的な理由がなく漁場の一部を利用していない、等の状況にある場合には、知事は海区調整委員会の意見を聞いたうえで指導勧告等を行うこととなっています。以上が関係法令の説明となります。

資料の最初のページを御覧ください。共同漁業権者である山形県漁業協同組合から、資源管理の状況等について報告がありましたので、委員会へ報告いたします。お手元の資料を御覧ください。県漁協より提出された、令和3年度分の報告です。資源管理の状況については、漁業権行使規則に定める操業期間、禁漁期や操業時間を遵守する等の行使規則に基づいた操業に取り組んでおります。また、こちらの資料には添付を省略されていますが、業務報告書において繁殖保護、資源管理、漁場管理の取り組み等が報告されています。漁場の活用状況については漁業権の免許番号ごとに報告されています。最初のページが海共第1号飛島、その次に第2号、第3号、最後が第4号の順で状況の報告がされています。海共第1号から第4号の漁業権について、いずれも漁場を活用し、漁業権を行使しているものと認められる、となっております。

共同漁業権にかかる資源管理の状況等の報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今の報告で皆様の御意見、御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。特にございませんか。

一同 ありません。

議長 では、次の報告に移ります。

(3) めばる刺し網漁業の漁業時期変更の状況等について

議長 めばる刺し網漁業の漁業時期変更の状況等について、これにつきまして、庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

佐藤主査 はい、では報告3の資料をご覧ください。めばる刺し網漁業の漁業時期変更の検討ということで、資料を添付させて頂いております。めばる刺し網漁業につきましては、令和3年までは9月のみの漁業時期であったものを、令和4年に8月へ前倒ししまして、8月から9月に拡大して、1年の許可として改訂を行いました。今回検討として、報告資料とさせて頂いた主旨としては、今年、令和5年のめばる刺し網漁業許可の漁業時期につき、どのように設定したほうがよいか、実際海区に許可内容を諮問する時期としては、令和5年6月の予定ですので、まだ先なのですが、諮問をいきなり行う前に、令和4年の拡大した8月の操業状況の実態、それを踏まえた漁業者意見の聞き取りなどを御説明したうえで、県で考えている今の案につきまして、お示しして、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

それでは資料の説明に入ります。はじめに、1番の現在の漁業許可内容ということで、令和4年に改正した現在の内容を記載しています。許可の有効期間ですが、調整規則上、固定式刺し網が3年間となっておりますが、令和4年の許可は1年間に短縮しています。漁業時期は8月から9月の2ヵ月間として拡大しました。その理由としまして、(1)に記載しておりますが、許可を受けている飛島漁業者からの要望として、9月のみだと台風シーズンに差し掛かり出漁できる日が少ないことと、レジャー船等に釣られた後で利用できる資源が少ないため、8月も操業させてもらいたいとの意見がございました。(2)に昨年、令和4年許可当時の検討及び対応として、資源状況としましては、県水産研究所担当者からも意見もいただきまして、8月の漁獲データが無いため比較はできないが、現在の漁獲データから資源が枯渇に向かっている兆候は見えない、ということ。漁業調整の部分では、県漁協指導課に確認したところ、8月操業しても、他の漁業種類との競合は考えにくいと思われました。県の方では、8月から9月に拡大しますけども、資源動向を注視する必要があることから、規則で規定している3年の許可ではなく、1年の許可にすることとしました。

なお、令和4年6月海区委員会諮問において出た意見の方ですが、今後資源動向を見ながらということと諮問内容どおりとしていただいたのですが、次期更新の際は少数ではあるが、めばる一本釣りの人の意見もきいて漁業時期を決めたらどうか、という意見がありました。こちらについては、後ほど資料に記載していますので御説明します。

続きまして、実際操業した状況につきまして、2の令和4年漁業時期の状況の方に記載しています。令和4年9月30日飛島支所におきまして、操業状況につき漁業者の方々にお聞きしました。意見内容の概要をまとめますと、8月初めから、めばるは多く獲れましたけど、令和4年は8月が特に暑かったので、みな鮮度が悪くなってしまった。漁協の販売方とも相談して一旦操業を止め、8月15日から再開することとなったが、台風にも見舞われて、結果的にその後8月中は漁が出来なかったということでした。県水産研究所のデータで確認したところ、8月の操業は8日が最終操業となっております。

後ろの方に参考データを付けておりますが、そちらをご覧ください。表にしておりますが、②の単価ですが、令和4年8月は例年の9月の単価千円台と比較しまして、438円とだいぶ安くなっていたようでした。

すみません、こちらの表の方ですが、1点修正をお願いしたい点がありまして、表の方ですが、②が単価、その下の隻数も②となっておりますが、②の隻数を③としていただいて、その下の③の1隻あたり漁獲量を④に訂正をお願いします。

続きまして資料の方に戻ります。漁業時期についての意見の方を列記しております。

8月は無くして9月から10月にしてもらいたい。8月中旬から10月の中旬にして欲しい。10月末迄にしても、時化で何回も漁はできない。8月は2、3回行けばよい。10月になって時化が多くなって来るが、柔軟に出漁できるようにした方がよい、など、色々な個々の意見を頂いたのですが、最終的には8月中旬から10月末までにしてもらいたいという意見でその場ではまとまって終わりました。

次に3の方に他種漁業者、めばる一本釣りの方の意見をお聞きした内容を記載しています。漁協の総括支所および出張所を通じて漁業者の方をお聞きしまして、加茂2隻、念珠関3隻の方に意見をお聞きしました。皆さんには、令和4年漁業時期拡大したことと、飛島の漁業者からは今後10月にも漁業時期延長の要望が出ていることにつき、御意見をお聞きしております。その結果としましては、特に意見はない、自分の地元で操業するとなれば事情が違うが、飛島周辺での知事許可についての影響は特にない、という内容のご意見をいただいたところです。

これらを踏まえまして、4の方に次期漁業許可の案を記載しました。現時点の案としましては、漁業時期を8月16日から10月15日として、8月は中旬から始まるようにして、終わりを10月中旬まで操業できるように。ただ漁業時期の期間としては現在と同じ2ヵ月間とすることで考えております。その後、改正理由を記載しておりますが、8月上旬は気温が高い日が予想されるので、漁獲されたとしても値が付かないという状況は、資源の有効活用の面から適切ではないということで、過去5年間の8月前半の最高気温を調べましたが、平均最高気温は28度から31度程度ということで、かなり暑いようでした。実際に9月に操業している日の気温と、8月中旬から下旬のにかけての過去5年間の平均最高気温を比較すると、さほど差異は無かったので、8月中旬以降の操業は可能と考えております。先程の参考データの方を見て頂きますと、添付している表①の全体数量、及び1番下の1隻あたり漁獲量を御覧いただきますと、現時点では資源が枯渇に向かっているようには見受けられないと思われました。令和4年に漁業時期を延長したばかりなので、その時も資源状況は複数年をかけて注視する必要があるということで、現行の2ヵ月間以上の期間を設けることは資源的に不安が残る、漁業開始時期を8月中旬からとすれば10月中旬までに延長したとしても、急激に資源に影響が出るとは考えにくい。こう言った理由から、漁業時期を8月16日から10月15日としたところで考えております。今後につきましては、対応案に記載していますように、本日の委員会におきましても、委員の皆様からの御意見などをいただきまして、漁業調整上の意見につきましては、県漁協あてに取扱方針案等を示して照会をいただきまして、その回答をもって必要な調整等があれば検討を行います。また、8月と同様に10月の漁獲データも無いものですから、引き続き資源動向等を見て行く必要あると思っておりますので、今年の漁業時期と同様に1年の許可とする予定で考えております。

以上、委員の皆様方からも案につきましてご意見賜りたく、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これについては質問というよりはむしろ意見になると思うのですが。8月上旬は気温が高いから漁獲しても値がつかないという一文は、市場需要が少ないのではなく需要はある、要するに、漁獲した魚が船上で鮮度が落ちて、市場の需要に応じるための品質維持が困難だということでしょう。あんまり暑くて甲板の上で鮮度が落ちてしまうという意味でしょう。

佐藤主査 はい、そういう意味です。

議長 刺し網で獲れるめばるは甲板に積み上げるんですね。

池田会長代理 数が多ければそうです。

議長 確かにきついですね。

議長 では、漁業時期について、皆様のご意見はございますでしょうか。

佐藤一道委員 めばるの産卵時期はいつでしょうか。

議長 春ですね。

佐藤一道委員 漁獲時期としては、産卵時期などには影響なさそうですね。続けて、案では8月中旬から10月中旬となっておりますが、最終的に漁業者の意見をまとめると8月中旬から10月末まで、8月中旬以降も台風等の影響で漁に出れなかった状況を考えると、実質的に9月1ヶ月しかなくて、10月まで延長したとしても10月は時化等の影響があるので、操業日数的には、現行の2ヶ月という日数的に考えれば、10月中旬までが適当なのかもしれませんが、夏の台風の多さや10月の時化などを考えれば、もう少し幅を持たせて10月末まででも良いのかなと思いました。

議長 台風は年によって、全然数が違いますからね、何とも言えませんけどね。他の委員の方は御意見ありますか。

伊原委員 漁業者の意見を尊重したいと思います。

議長 従来1ヶ月間を去年は2ヶ月に伸ばしたわけですが、果てしなく伸ばしていくものもどうかというのがありますね。

鈴木委員 期限を伸ばすのはいかがかと思うけど。

議長 ずらすのはいいですけどね。

池田会長代理 漁業者が昨年と同じ2ヶ月の期間を8月中旬から10月中旬でやりたいというのであれば、漁業者の意見を取り入れてそのまま実施するのも良いと思うけど。

議長 暑い時期に刺し網で揚げた魚の鮮度を保持して持ち帰るのは難しいんですね。

伊原委員 飛島は特に難しいね。

議長 船上で水をかけながらでも駄目なんでしょうか。

池田会長代理 海水温が上がって、かける海水もお湯になってしまう。

議長 確かにそうですよね。そもそもメバルのいる場所の水温も低いですよ。海水を冷却する設備の導入などは大変ですし。

池田会長代理 原案どおりで良いのではないかな。

飯塚委員 漁に影響がなく、資源が減っている訳ではないなら、実際に行っている漁業者がその時期で良いというなら、その1年ごとの許可でやっていっても良いのではないかな。資源が減っているならば、資源管理の面からも延長は認められないが、正確なデータをとっている訳ではないみたいだけど、今後資源への影響を見ていくのだから、なるべく気温が下がって、単価が維持できる時期に移動するのは良いのではないかな。

議長 8月中旬から10月中旬ということですね。8月中旬から10月下旬の2.5ヶ月に伸ばすということには皆さんは賛成ではないということですね。

池田会長代理 2ヶ月は2ヶ月よ。

議長 延長をどんどんしていくとキリがないですからね。我々もメバル釣りに行きますけど、釣り仲間の評価からしても、メバルが減った話は聞きませんね。個人的にはメバルを釣ると胃袋の中には何もなくていつ餌を食べているのだろう、消化をすぐするものを食べているののだろうかなど疑問に思うのですが、餌を食べる時間帯等あるのでしょうか、研究所の方でわかりますか。

阿部所長 活発な時間帯はあるのでしょうかけども、日中でも釣れるし、夜でも食べるので、餌を食べる時間帯は特に限定されている訳ではないですね。

議長 飛島の漁業者で延縄ではなく、一本釣りをしている漁業者がいるとありますが。一本釣ってどうやって釣っているのですか。

本間委員 たて釣りといって、針を20本くらい付いているのかな、それだと思います。手でやっているか、竿でやっているかはわからないけれど。はえ縄ではないです。

池田会長代理 象潟の方ではそのような漁業者がいると聞いているね、針を50本くらい付けて。象潟辺りから来て漁をしているのかもしれないが、飛島だけでは、刺し網が多いのではないかな。

伊原委員 数を釣るのは一本釣りの方がいい。今、池田委員からあったが象潟ならいる。

議長 現状では、飛島漁業者の大部分は刺し網漁なのですね。

池田会長代理 刺し網。

伊原委員 一本釣りをしている人が、いるかないかは分かりません。

議長 では、委員会としては漁業者の意見を尊重し、しかし無制限な期間延長もできないので、8月中旬から10月中旬の2ヵ月間の漁期でどうだろうかというのが意見ということで記録に残してよろしいですね。

一同 はい。

議長 では、そのようにしたいと思います。

(4) 令和4年度ハタハタ遊漁の結果について

議長 次に令和4年度ハタハタ遊漁の結果について、これについては事務局から報告をお願いします。

事務局 はい、報告4をご覧ください。1か所修正がございます。本文1行目の令和5年を令和4年に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。ハタハタ採捕規制にかかる委員会指示につきましては、1に記載のとおり10月に開催されました委員会におきまして例年の内容で発動が決議されました。それにかかる広報、周知活動、巡回指導につきましては、2に記載しましたとおり9月に県広報へ登載し、釣り場各所に看板を設置し水産関係機関及び釣具店に協力依頼文章、ポスターの配布をおこなっております。ホームページでも啓発を図っております。12月中旬から下旬にかけても、酒田北港の水路を中心に巡回を実施いたしました。3遊漁の状況ですが、今期ハタハタが釣れている状況は確認されませんでした。現場ではハタハタ目的で来ている人を見かけることが少なく、通常ある程度の数をもって引き延ばし等の処理をして、遊漁者数の推定を出しておるのですが、その推定することも難しい状況でしたので、今回は遊漁者総数の推定は断念しております。4に漁業、資源の状況を記載しております。12月の漁業における漁獲量は4.3トンでした。これは前年比としては74%、平年比では7%という状況で、非常に低い数字となっております。山形県を含む日本海北部系群のハタハタ資源につきましては、令和4年度の資源評価によりますと、資源水準は低位、動向は横ばいとなっております。5の委員会指示、漁業調整規則違反等につきましては、ほとんど釣り人もいないでしたので、実際に現場で釣り人に巡回指導を行った日は1日、違反の現認、苦情等なくシーズンを終了しております。以上、ご報告とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。ちなみに私、昨年12月21日水曜日に秋田からの仕事帰りに金浦漁港に寄りましたが、ハタハタの釣り人が20名ほどいましたが、半数以上が車中で睡眠しており、ほんの数人が釣りをしていました。釣り人に質問したところ、1匹も釣れないといっていました。どうも昨年に続いて、ハタハタの接岸がなかったみたいですね。これについて、皆様から質問、意見等がありましたらお願いいたします。広域漁業調整員会でもハタハタの話題が出まして、接岸できなかったハタハタは沖で産卵しているのではないかと、沖で産卵した卵は孵化しないという話が国の水研からありまして、私は沖に人工海藻のような産卵基質を作ったら、沖で孵化するのかと聞いたら、水深も水温も違い、孵化したハタハタの餌もない、仮に深場に基質を設けても結局孵化はできないでしょうとのことでしたので、結局はハタハタがいなくなるのではないかと不安がありますね。研究所の方ではハタハタが接岸しない理由をどのようにお考えでしょうか。

阿部所長 接岸しない理由ですね。なぜ男鹿に接岸するかというと、あそこの地形は急深なんです。沖合の深いところにいるハタハタが短い距離で浅場に上がって来れるのが男鹿の地形で、そこに雷が鳴るような大時化で、上と下の水がかき混ぜられると接岸するというのがハタハタですが、浅場に上がって来れない理由は、たぶん水温か何かでブロックされているというのが1つあるのではないかと思います。

議長 系群は違うのですが、山陰地方にもハタハタがいるじゃないですか。あれも接岸はするんでしょう。

阿部所長 あれは韓国の海岸に接岸します。韓国の方で産卵する系群が山陰の方で獲れます。

議長 私、島根、鳥取で獲れたハタハタを貰ったことがあります、あれには卵が入っていましたよ。

阿部所長 時期によってはあるかもしれませんが、接岸前のものと思います。

議長 山陰には接岸して産卵しないのですか。

阿部所長 それは違います。

議長 朝鮮半島まで回るとは知っているのですが、産卵場所はどこなのかと思って。

阿部所長 韓国の沿岸ですね。韓国沿岸で産卵したハタハタと秋田や東北の方で産卵したハタハタが能登半島から山陰地方の方で夏場に一回混じります。夏場は索餌回遊をして、またそれぞれの産卵場所に帰っていくというのが日本海のハタハタです。

議長 酒田のスーパーで、3月頃に鳥取や島根で獲れた卵のついたハタハタが売られていることがあるのですが、それは産卵時期がずれているやつですか。

阿部所長 加工地がそこだけなのかもしれないですし、産地が山陰の方であれば、沖底の方で獲れたのかもしれませんが、それは良く分からないですけど。

議長 では、沿岸に寄って来て産卵はしていないということですね。水温ということになると、そう簡単には下がらないですからね。

池田会長代理 水温ばかりの問題ではないのじゃないか。今年は北の方が良かったでしょう。青森の深浦とか、秋田の八峰町とか男鹿半島以北ではよく獲れているでしょう。ただ南は悪くて、山形県でも飛島の周辺のごく一部は獲れたけど。秋田でも12月は網の上に網を置くようにしなければハタハタが入らなかった。それだけ一昨年あたりからハタハタが獲れるエリアが小さくなってきている。ただ、八峰町の方では新規で獲れているみたいなので、また昔みたいに段々と北から来るのではないかと、という人もいた。

阿部所長 ハタハタの資源は20年くらいの周期で増減を繰り返すのです。昔いっぱい獲れたという記憶が皆さんありますが、獲れていない時期もあったのです。昔いっぱい獲れて乱獲で減ったというよりは、資源の自然の周期変動もなくは無いかと思います。

議長 理由はなかなか良く分からないですね。20年周期というものがあるのですか。結果としては接岸がなかったという残念な話で、来シーズンどうなのかなと思いますけど。他に皆様ご意見ありますか。

一同 ありません。

議長 では、次の報告に移ります。

(5) 火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の県公報掲載等について

議長 次に火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の県公報掲載等について、報告を事務局からお願いします。

事務局 はい、報告5の資料をご覧ください。12月に開催されました委員会におきまして、例年どおりでの内容での委員会指示発動につきまして決議されました。火光利用による一本釣り漁業の制限につきまして、令和4年12月13日発行の県公報に登載されましたのでご報告いたします。このほか、漁業者団体や秋田県及び新潟県の行政及び漁業調整委員会、遊漁者団体や海上保安庁への周知、ホームページへの掲載などを行っております。簡単ですが、御報告は以上です。

議長 はい、内容は例年どおりですね。これについて皆様特に御意見はございませんか。

一同 ありません。

議長 では、次の報告に移ります。

(6) その他

議長 では、委員の皆様、その他御意見お持ちの方がいましたらお願いいたします。

一同 ありません。

事務局 県と事務局から報告事項がございます。

議長 では、県から先に報告をお願いします。

伊澤主査 前回12月の委員会にて海区漁場計画(案)について。ご協議いただいた際に質問された内容につきましてご説明させていただきます。資料、報告その他1をご覧ください。第二種共同漁業(さけ、ぶり小型定置漁業)の漁業時期に関する協議の中で、「漁業時期内にどうしても漁具が撤去できなくなってしまう場合、違反に対する措置があるのか」という趣旨の質問が佐藤一道委員よりありました。漁業時期内に漁具の撤去ができなかった場合の対応としましては、まず、①の指導、勧告がございます。小型定置の漁具を期間内に撤去できず、他の漁業者の漁業活動に支障があった場合は、海区調整委員会の意見を聴いて漁業権者である山形県漁協に対して指導を行うこととなります。さらに、指導にしたがっていないと認めるときは、当該指導に係る措置を講ずべきことを、海区委員会の意見を聴きまして、県漁協に勧告を行うこととなります。その次ですが、もしも勧告にも従わない場合には、県は②の漁業権の取り消し又はその行使の停止を命ずることができます。今の説明につきまして、後ろの方、3ページ目を御覧ください。簡単な図を載せております。県が漁業権者である県漁協に対して行うものとして、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、①の指導、それに従わなかった場合にはさらに勧告をして、さらに勧告にも従わない場合には、②の漁業権の停止又は行使の停止命令を行うことが

できるという流れになっております。続きまして③の漁業の停止であります。漁業者である山形県漁協が行使規則に基づき、小型定置漁業者に対して行う措置になります。県漁協の行使規則において、違反者に対する措置が定められておりますので、漁業者が行使規則に違反した場合は漁業の停止措置を受ける場合があります。報告2ページ目を御覧ください。参考といたしまして、漁業調整規則における知事許可について記載しております。漁業調整規則では、小型定置漁業を営もうとする場合は、知事許可を受けなければならないと定められております。組合員行使権の内容たる漁業の場合は除外されるので、漁業権の行使として小型定置漁業を営む場合は知事の許可は不要ですが、漁業時期以外に小型定置漁業を営むとなると、漁業調整規則違反になる可能性があります。小型定置漁業の漁具の撤去が遅れた場合であっても、実際には他の漁業者の漁業活動に支障がない場合であれば、指導までには至らないものと考えられますが、このような対応があるということで御説明をさせていただきました。

もう1点の御質問、飛島の漁業者が0人になった場合の話ですが、資料の方は特段準備しておりませんが、海共第1号について、飛島の漁業者が0人になった場合には共同漁業権の漁場がどうなるのか。というお話が同じく前回の委員会で行いました。県としましては、漁場として活用できる水面があるのであれば、海区漁場計画に漁業権を設定することになると考えます。そして、「共同漁業権」とは一定の水面を、関係地区の漁業者が共同して漁場を利用する権利ですので、海共第1号の漁場、つまり飛島の地先ですけれども、これを利用する漁業者の地区を関係地区に含めることが考えられます。例えばですが、海共第1号の関係地区を飛島以外を含む酒田市や遊佐町に拡大して、酒田市や遊佐町の漁業者も共同で利用するというのも考えられるのではないかと思います。以上が前回委員会で寄せられた質問につきまして、関連して説明させていただきました。

議長 はい、一道委員、今の説明はいかがですか。

佐藤一道委員 はい、①から③までは理解できましたが、1点だけ①の漁業法91条の2の合理的理由というのは、やむを得ない理由、例えば天候が荒れ続きでどうしても撤去できなかった場合というのはやむを得ないのではないかなと思うのですが、これが、合理的理由に含まれるのかどうか。基本的には余裕を持って操業してくださいということなどは理解していますので、そのあたりをお聞きしたいです。

佐藤主査 合理的な理由とは、例えば資源の回復や漁場の通潮を良くする等の漁場環境の改善を目的するときの他、漁船の修理や補修を行っているとき、操業を主に行う者が病気や怪我のために一時的に操業できないとき、台風や赤潮の自然災害のために一時的に操業できないときなどが想定されると逐条解説にはあります。

佐藤一道委員 これを地区の漁業者がどのように取り扱うかということになるのだと思います。

議長 天候に関しては予測不可能なことになるんでしょうね。単に漫然としてたら荒れてきました、ではちょっと通らないのかなと。特に今は長期予報はありますから。台風みたいにいつ来るか分からないものが来たというのは1つ適性の規範の中に入りますけど、冬季間の時化みたいなものはなかなか直ちにはそうはならないのではないですか。天候のせいにはできるのなら何でもできますから。早め早めに準備していただきたいですよ。これ、指導にしても勧告にしても取消しにしても、毎回海区の意見を聞くのです

ね。万が一これをやろうとしたら、指導と勧告の間に時間があってはいけないので、委員会を月に2回も3回もやらなくてははいけない。大変なことになりますね。ぜひ頑張ってあげてもらわないと。

佐藤一道委員 この内容自体を定置網の各漁業者が理解しないといけないし、穿った見方をすると、他の漁業者に漁業活動の支障があった場合云々というところを、支障があると主張する漁業者が出てきた場合には複雑なことになりそうだという理解のもと、十分天候を見ながら撤去の計画をしなければならないのではないかという感想を持ちました。

伊原委員 今のこれは行使規則の中の「さけ・ぶり定置」だね。知事許可の定置ではなく、これは
第二種共同漁業だよ。

佐藤主査 知事許可ではありません。

伊原委員 ということは、山形県漁協の行使規則の中に理事会で制限などはありますね。この免許自体は山形県漁協に出て、行使規則に基づいて定置漁業者に行使させるから。山形県漁協の指導部門があるのです。だから、免許を持つ県漁協がワンクッション入るので、県漁協理事会で色々な条件下で正当な理由になるのかの判断もした方が良くとも思います。

議長 この問題はよろしいですか。他に意見ございますか。

佐藤一道委員 もう1点、飛島の漁業者が0人になった場合の話ですが、現状を考えると委員会でも早め早めの検討をしなければいけない状態なのかと思います。

議長 たぶん、10年後にはゼロにはならないまでも激減しますよ。今の年齢構成を考えると1桁になるんじゃないですかね。

伊原委員 今の件も、免許を受けているのは当然山形県漁業協同組合だから、理事会で色々な意見が出てくると思うし、これからも当然話題には上がってくるものと思う。それ以降の話を海区でやってもらえればいいと思う。

佐藤一道委員 はい。

議長 これが前回、佐藤一道委員から質問があったことに対する回答の報告ということですね。あと、もう1つありますね。

事務局 はい、その他2の資料をご覧ください。前回の委員会で令和4年度の全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果を御報告させていただきましたが、その際に、佐藤一道委員の方から、まき網船の大型化というのがこれから進められていくような動きがあったら教えて欲しい。そういった船がこれから何隻増えていって、操業されていくのか知りたい。とのお話がありました。それでこちらの資料をご用意いたしました。こちらの方は水産政策の改革と題しまして、水産庁が作成したパンフレットの内容の一部になります。令和2年12月に施行されました改正漁業法、こちらの漁業許可制度

の見直しが行われました。大臣許可漁業では随時新規・更新許可を行う制度に転換され、漁業許可を受けた者には資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付けて、漁獲割当IQを導入した漁業のうち、一定の条件が確保されたものについては、船舶の規模に関する制限を定めないとされており。漁獲物の相当部分にIQが導入された船舶につきましては、トン数制限など船舶の規模に関する制限を定めないことになりましたので、船を大きくしたとしても、漁獲できる量がそれぞれの船で決まっている状況では、獲りすぎに繋がらないということで、資料左下の囲みに挙げております、遠洋かつお一本釣漁船のように、漁獲能力は向上させないけれども、省エネ設備の導入や魚倉の容積を増やし、燃油積み込み量を増やしたことにより長期の航海が可能となり、操業の効率化につながるといったこと、機械室を拡大して作業スペースが増えて、メンテナンス作業が低減するなどのメリットが生まれる例や、右側の方には沖合底曳き網漁船の例がありますが、冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことによって、漁獲物の鮮度保持機能が向上、船体の大型化によって復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性が確保されるなど、漁獲能力以外で機能等の充実が図られる例が出ています。お問い合わせのまき網船については、現行の許可船については許可船名簿が公表されていますが、公表されております情報は限られているので、それが以前どうだったか見ていくことなどは難しい状況ですが、大型化が少しずつ進んでいるのは間違いないことと思います。簡単ですが、以上です。

議長 はい、有難うございます。この点、一道委員から何かございますか。

佐藤一道委員 はい、前回委員会で伊原委員から漁船保険関連で動きがあるのは太平洋側であるとは聞いたところです。日本海北部での動きがまだ無いとすれば、そういった情報に対してはアンテナを伸ばしていきたいと思っております。例えば漁獲可能量が定められていたとして、まき網がどうなっているかは分かりませんが、現状で最大の漁獲目標の数量まで獲れていないとすれば、効率的になれば合法的に限りなく効率的に漁獲ができるのではないかとこの心配があります。というのは、長期航海ができて、港に帰らなくても燃料の許す限り航海ができるわけで、おそらく漁場に向かうまでのロスがないのではないかと思います。そうすると今まで最大漁獲量獲れなかった船が獲れてしまうのではないかとこの心配があります。将来的に日本海北部に入ってくるまき網船が大型化した場合には、漁獲能力は向上させないのだけど、効率的にたくさん獲れるようになるのではないかと。そういう実態が将来的に出てきた場合には、更なる沖出しを要望するなど出てくるかなとの感想をもちました。もう一つ、漁船の大型化となると、相当の建造費がかかるとは思いますが、それに対する助成制度はあるのでしょうか。

事務局 県の方で分かる方はいらっしゃいませんか。

佐藤一道委員 大型船について、県内船ではこれだけ大きい船にあたるようなものは無いかと思っておりますが、例えば都道府県単位ではなく、国単位であれば。

加賀山課長 なかなか本県にないものですから我々も勉強不足なのですが、おそらく同じような仕組みでいけば、リース事業的なものとか、あとこれは補助は無かったかもしれませんが、2隻を1隻にして大型化するといったこと、そういったことで進める事業は水産庁ではあるようです。ただ、その事業は船のハードの補助は無かったような気がします。どちらにしろ、何かしらの面で応援する形になると思っておりますので、何らかの支

援が用意されていると考えるべきだと思います。

佐藤一道委員 水産庁の説明がここでなされた時に、水産政策の改革を見たときには、大規模漁業者には手厚い補助があり、小規模な漁業者はどんどん衰退していくのではないかという心配があるという話をさせてもらいましたが、こういう大型化に対する手厚い支援があるのであれば、小規模の支援対策についても十分に検討してもらいたいと思いますが。なかなか山形海区からは声が届くようなものではないかもしれませんが、3海区とか、だんだんとそういった提案も繋がっていけばいいかなと思います。

議長 確か、中型いかの180トン漁船、あれも補助金貰ったような話はちらっと聞いたように思いますけど。

佐藤一道委員 山形県に関わることだったなら、いいんじゃないですか。

議長 あれ山形県に関わるのか、船籍は北海道かもしれないけどね。

池田会長代理 新造船助成制度なら小型船でも何でもみんなある。ただ国で半額の助成制度はしているのだから、小型、大型以前の問題で、その人に資格があるかどうか、そういった要件が揃っていたら大型船、小型船の区別を考えなくていいのではないかと、思います。

議長 新造だけじゃなくて機関の入れ替えにも補助はありますよね。

池田会長代理 そういう制度に該当する人であれば、要件が合えば組合にでも相談すれば助成を受けられるんじゃないかな。

議長 はい、では、他に報告事項をお持ちの方はいらっしゃいますか。よろしいですかね。

一同 はい。

議長 次回開催日程はどうでしょうか

事務局 次回の海区ですが、3月7日ということでよろしく願いいたします。

議長 確かに案内通知は来てますよね。今回は3月7日午後1時半からということで。

一同 はい。

議長 では、他にはございませんね。今日は長時間、たくさんの議題があった割には、4時ちょっとで終わりました大変良かったと思います。皆さん、帰りはお気をつけてお帰りください。今日はお疲れ様でした。